

## ヘーゲル著『ドイツ国制論』草稿断片 訳と註 — ドイツの政治的分裂とマキアヴェッリの思想 —

早 瀬 明

### 【解題】

本稿は、Georg Wilhelm Friedrich Hegel *Gesammelte Werke* Band 5, 1999, S. 115–135. の本文テキスト総てと詳細な編集者註総てを全訳すると共に、テキスト理解に必要な歴史的註を附したものである。訳文中の〔 〕部分は、訳者による補足である。

当該部分のテキストは、大別して、二つの主題をもつと看做し得る。即ち、ひとつは、ドイツが分裂国家となった歴史的経緯の分析であり、もうひとつは、ドイツと同じく分裂的な政治状況の中にあるイタリアで、政治的統一の必然性を認識したマキアヴェッリの思想的重要性の確認である。

ドイツについては、先ず、代議制度がドイツで政治的統合の原理として機能し得なかったことが、次いで、その歴史的背景として、宗教改革以来の政治的分裂がフランスの政治的介入によって固定化されたことが指摘される。即ち、ヴェストファーレン体制の下で、領邦等族の権限が強化されドイツの分裂が固定化された経緯が述べられ、その前提の上に立って近世ドイツの国制史が展開された事が示される。

イタリアについては、その国制史自体というよりは、イタリアの政治的統一の必要性とその為に必要な条件を明らかにしたマキアヴェッリの思想的意義が、特にフリードリヒ大王の『反マキアヴェッリ論』での批判に対する反批判という形で、明らかにされる。

当該テキストは、ヘーゲルが『ドイツ国制論』に於いて分裂的なドイツ国家の歴史を克服するための手懸りをイタリアの思想家マキアヴェッリの思想の中に求めようとしていたことを示す、重要なものである。事実、『ドイツ国制論』の最も肝心な目的とも言うべき帝国改革案の提案に於いて、ヘーゲルの議論に対するマキアヴェッリの明確な影響を確認し得るのである。

### 〈Kurze Inhaltsangabe〉

Japanische Übersetzung und realgeschichtliche und ideengeschichtliche Kommentare zu Hegels Fragmenten einer Kritik der Verfassung Deutschlands (Fortsetzung): Die Übersetzung besteht aus zwei Teilen. Der erste Teil bezieht sich auf eine verfassungsgeschichtliche Darstellung der zerrissenen politischen Wirklichkeit Deutschlands besonders seit den Westfälischen Frieden. Hier macht Hegel sich auf die Tatsache aufmerksam, daß das System der Repräsentation, das aus den germanischen Wäldern stammen soll, in Deutschland selbst nicht seine vereinigende Funktion erfüllen konnte. Im zweiten Teil wird im Kontrast zur Kritik durch Friedrich den Großen eine große Wichtigkeit vom Gedanken Machiavellis erwähnt, der inmitten der zersplitterten Realität Italiens zur Einsicht einer Notwendigkeit von der Einheit des Staates gekommen ist.

## 訳

代議制度はドイツから発したものである<sup>1)</sup>。然し、新しい普遍的な衝撃を世界に与えた国民 (Volk) は、最後に、自らが他の諸国民すべてに先立って滅亡し、その国民自身は存続しなくても、その国民の〔生み出した〕原則は存続する、それが高次の法則 (ein höheres Gesetz) である。ドイツは、自分が世界に与えた原理を、自分自身の為(ため)に育て上げることができず、また、その原理の中に、自分を維持する術を見つけ出すこともできなかった。ドイツは、その原理に従って自らを組織したのではない。却って、レーン制を国家権力にまで育て上げることもなく、個別者が普遍者即ち国家から独立であろうとするというドイツ〔人〕の根源的な性格に徹底して忠実であり続けることによって、自分を瓦解させてしまった。ドイツは解体して、諸国家の群となった。そうした群が存続する仕方は、厳めしい契約<sup>2)</sup>によって明確に取り決められており、諸列強によって保証されている。然し、斯様な存続の仕方は、ドイツ自身の権力や威力に基づいているのではなく、列強〔同士の〕政治 (Politik) に依存している。

個別的国家的な存在 (Existenz) には、どのような保証が残されているのであろうか？

個別的国家的な存在には真の意味での国家権力が欠如しているから、その保証は〔個別的国家的なもつ〕諸々の権利がそれ自体に備えている尊厳に基づくものでしかあり得ないだろう。そうした権利は、何世紀にも互る持続によって、また、数多くの厳めしい講和条約の締結によって、不可侵性の域にまで高められてきているのである。総じて、個別的国家的な政治的存続の仕方を道徳的 (moralisch) 威力と看做し、その神聖性を人々の心情 (Gemüther) の中に植え付け、それを、国民の普遍的習俗や宗教と同程度に確固として不可侵のものたらしめる、そうしたことは普遍的流行になっている。然しながら、〔そうした状況にある〕最近ですら、フランスでは〔国家の〕命令と権力によって習俗や宗教ですらもが極めて荒々しい仕方で攻撃されている姿が時折目撃されてきた。そうした極めて危険な企ては普通その首謀者の破滅に行き着くか又は精々で効果の極めて曖昧な結果を齎すに過ぎないかであるとしても、〔確固として不可侵のものと思われる〕宗教や習俗ですらも、進展していく時代や目に見えない変化が及ぼす影響に晒されている。然し、それ以上に、習俗や宗教と国法〔国家の権利〕とは、同等の序列にあるのでは全くない。「法〔権利〕 (Recht) より神聖なものは存在し得ない」と言われるが、私的権利について見た場合に既に、習俗や宗教に関わる〔私的〕権利を廃棄し得る〔国家の〕恩赦の方が〔私的権利より〕高次であり、自分が存続するためであれば必然的に私的権利の全面的な貫徹を許容しないことができる国家の権利の方が〔私的権利より〕高次である。国家が要求せざるを得ない租税からして既に所有の〔私的〕権利の廃棄である。然るに、政治的権利は、それが私的権利と同じ効力をもつとされる限りで、自分の中に矛盾を含んでいる。と云うのは、そうである限りの政治的権利は、次のことを、即ち、そういう〔私的権利と同じ効力をもつ〕確固とした政治的権利を互いに対して持っている者達が、権利関係の中では、権力と威力を有する上位権力者 (Obrigkeit) の下にある、ということ、前提しているだろうからである。然し、この場合、互いに対してもって

る権利は、最早、政治的権利ではなく、私的権利であり〔私的〕所有の権利である。〔確かに、〕ドイツ帝国国制の中で、そうした〔政治的〕権利関係が基礎付けられて然るべきである。然し、〔私的〕所有のみならず、国家に直接的に関係している〔権利〕関係までもが、私的権利の形式をもつべきであるとするのは、そのこと自身が一つの矛盾である。〔所で、〕最早ドイツには如何なる国家権力も存在していないのであるから、政治的権利を私的権利として取り扱うということ、そして、〔そのことによって〕政治的権利が私的権利と同等の确实性と安全性を得るということも、全くない。詰まり、〔私的権利が、〕政治的権利の〔就くべき〕普遍的地位に就いている。この政治的権利がそれ自身に如何なる尊厳を備えているかを、人は分かっている。どの講和条約締結も<sup>3)</sup>、本来の意味での契約であり、諸〔国家〕権力相互の政治的権利はそうした契約に基づいている。〔また、〕どの講和条約締結も、契約を結ぶ諸〔国家〕権力の間に友好関係が成り立っていて当然だとする主要条項を含んでおり、〔また、〕こうした主要条項の他に、〔友好関係〕以外の諸関係、特に、以前に抗争が生じる原因となった諸関係に〔由来する〕規定を含んでいる。主要条項は友好的合意の維持を一般的に表現している〔に過ぎず〕、〔従って、〕この合意が無条件的なものとして理解されるべきでないことは、自ずと明白である。トルコ帝国の場合は、大概、自分自身が攻撃される迄はどことも平和〔的関係〕をもとうという意図で、外国諸権力との関係を維持しようとしているように見える。そのトルコ帝国を政治的戦争の中に投げ込もうとする企てに他のヨーロッパ諸国の政治が成功したのは極めて稀なことである。しかし、それ以外の〔国々の〕場合は、国家間の関係は非常に多面的であり、何らかの講和条約の中で〔精密に〕規定された個別的关系と云えども、その何れもが〔その中に〕再び非常に多くの側面をもっているので、仮令国家間の関係が如何に精密に規定されようとも、その関係の中には、軋轢の生じ得る無数の側面が猶も残っている。如何なる権力も、約定されている権利を直接的即ち唐突に侵害したりはしない。〔先ず、〕何か或る不特定の側面に於いて〔意見の〕相違が生じ、この相違が、次いで平和〔状態〕全般を突き崩し、遂には、戦争状態を招来することにより、〔意見の相違が生じた側面〕以外の確定的に規定されていた権利にも動揺を来すことになる。このように、相互に〔認め合っていた〕政治的権利が〔全面的に〕廃棄されるということは、戦争状態の帰結として初めて生じる。〔それまでは、〕諸々の契約やその中で規定された〔国家間の〕諸関係は、勿論、存続し続けることになるであろう。それらが、直接的に侵害されたり、公然たる暴力によって唐突に攻撃されたりすることはないであろう。戯れに契約が締結された訳ではない。然し、〔契約の中で〕明確に約定されていなかった様々な点や事情を巡って軋轢が発生したとなれば、それら以外の、契約がそれ以前に確定してあった事柄も全て潰えてしまう。戦争——それを攻撃戦争と称するにしても防衛戦争と称するにしても、その呼称を巡って当事者同士が合意に達することは決してない——が不正 (ungerecht) と称されるのは、講和条約が当事者相互の無条件的な (unbedingt) 講和を約定している場合に限られる。また、仮令諸々の〔国家〕権力の間の「永久的平和」や「永久的友好」という表現が、この表現〔無条件的〕を伴っているとしても、それは、事柄の本性の中に在る制限、即ち、「もし一方が攻撃するか、敵対的行動をとるのでなければ」と

いう制限を伴うものと理解されて然るべきである。敵対的行動や攻撃を受けても自己防衛を行なわず友好的態度を維持する義務は、如何なる国家にも無い。然し、敵対〔関係〕の種類は無数の可能性をもつ〔無限にあり得る〕ので、人間の悟性によって〔悉く〕規定することなど全く不可能である。しかも、確定される規定即ち権利が多ければ多い程に、それら権利間の矛盾の発生はより容易になる。一方の側が、自分に認められている権利を、自分に認められている範囲で、主張しても、他方の側に認められている何れか別の権利と衝突することになる。二つの国家の間に確執が生じた際に、互いに向けて出される宣言や国書が、他〔国〕の権力の振舞に対する非難と自〔国〕の権力の振舞に対する弁明とを含んでいるのを、よく見るべきである。いずれの側も、自分の要求（das seinige）を権利によって基礎づけ、他方の側を、〔自分の〕権利を侵害したと非難する。一方の国家 A のもつ権利が、国家 A に帰属する権利 a に就いて、国家 B によって侵害された〔と A が主張すれば〕、国家 B の方も、「自分〔B〕は自分の権利 b を主張したのであり」「この〔B の〕主張を A が〔自分の〕権利〔a〕の侵害と解釈することはできない」と力説する。公衆は〔いずれかの側に〕与するが、いずれの側（Partey）も、自分の方に権利があると主張し、しかも、両方の側に権利がある〔両方の側が正しい〕。即ち、相互間で矛盾に陥っているのは、正に〔両方の〕権利そのものである。政治とは、権利を犠牲にして自分の利益を追求する努力並びに技術であり、不正（Ungerechtigkeit）の体系並びに業である、と喚く博愛主義者（Menschen-freunde）や道徳家風情がいる。いずれの側〔国家〕にも与せず居酒屋政談に勤しむ公衆、換言すれば、利害〔関係〕をもたず祖国をもたない大衆の如きは、ビアホールでの平穩を理想の徳目としているのであって、政治〔の世界〕など、忠誠心に信頼がおけず不安定な無法状態である、と非難する。或は、彼等は、少なくとも〔一方の側の利害に〕関与しており、だからこそ、自分達の〔帰属する〕国家の利害が現象する法形式（Rechtsform）に対しては不信感を懐いている。もしこの〔国家の〕利害が彼等自身の利害になれば、彼等もその法形式を支持するだろう。しかし、〔彼等を法形式の支持へ〕駆り立てる真実の内的な力は、〔国家の〕利害であって、彼等自身の利害ではない<sup>4)</sup>。仮に博愛主義的な法律家や道徳家が何らかの利害〔関係〕をもっているとしたら、彼等は、利害従ってまた権利〔同士〕が衝突に陥る可能性のあることを理解できるであろうし、また、国家の利害（Interesse）或は（道徳にとって一層嫌な言葉で表現すれば）国家の利益（Nutzen）を〔国家の〕権利に対立させることが愚かしいことを理解できるであろう。〔国家の〕権利とは、諸契約によって確定され認められた、一つの国家の利益である。契約〔条約〕の中では総じて諸国家間の様々な利害が確定されているが、しかし、これらの利害は、権利としては限りなく多面的であるから、これらの利害従ってまた権利自身は〔相互に〕矛盾に陥らざるを得ない。そして、〔一方の〕利害や権利が危機に瀕した時に、権力のもつ實力すべてを用いてそれが防衛されるべきか否かは、状況にのみ、権力による打算換言すれば政治（Politik）の判断にのみ依存することになる。これに対して、〔一方が権利を防衛しようとする〕時には、勿論、他方もまた権利を持ち出すことができる。何故なら、他方もまた、〔一方の利害と〕衝突する正反対の利害を、従ってまた、権利を有しているからである。そうすると今度

は、戦争か何かが決着をつけなければならなくなる。それも、両方が主張している権利の中のどちらが真実の権利であるかに決着をつけるのではなく——何故なら両方もが真実の権利を有しているからである——、どちらの権利が他方の権利に譲歩すべきであるかに決着をつけるのである。戦争か何かは、こうしたことに決着をつけなければならないのは、正に、矛盾し合う二つの権利が同等であり、従って、第三者が——それが戦争である——それら二つの権利を不等なものとなし、二つの権利が統合され得るようにしなければならず、そうしたことが行なわれるのは、〔戦争の中で〕一方が他方に譲歩することによってだからである。権利のもつ尊厳並びに道徳的威力は確固として持続し得るが、しかし、そうした尊厳や道徳的威力が〔それだけで〕如何にして権利を維持し得ようか。権利の不確定性の故に衝突が発生し得るし、権利の確定性の故に権利同士の矛盾が発生せざるをえず、こうして発生する紛争では、権利はその権力によって自分を主張せざるをえなくなる。

〔一方で、〕ドイツの〔帝国〕等族の権利と称されるものが、その権利の内的尊厳によって、また、道徳的威力として存立すべきでありながら、〔他方で、〕上述の様な〔権利同士の〕矛盾が起きている時に、権利をその多様性の拡がりの全体に互って主張するための権力が存在し得ずまた存在してもいない、ということでは意味を成さないから、受動的であるに留まらない能動的な真実のアナーキー（Anarchie）即ち古来よりの真正の自力行使権（Faustrecht）——自力行使権とは、所有を巡る紛争が拗れて永続的な争議となった時に、腕力のより強い方の者に当面の占有を〔許し〕、相手方の腕力がより強くなるまで、その占有の維持を〔許す〕ものである——の存在する状態が、到来せざるを得ないであろう。こうした状態を除去するのに直接的に貢献したものが、ラント平和令（Landfrieden）である。これが、弱小〔等族〕の間に平穏状態を齎したが、この平穏状態は、強大な〔等族〕に対して弱小〔等族〕が無力である事の中に、その支柱があった。強大〔等族〕の場合は、既に上で述べた様に、ユーリッヒ＝クレーフェ〔＝ベルク公ヨハン・ヴィルヘルム〕の遺領の所有が三十年戦争を惹起したのであり、他の場合例えばバイエルン継承〔問題〕の場合と同様、この場合も〔二種の〕裁判所が決着をつけることは無かった。然し、全般的には、戦争を惹起した紛争事例の数は、権利が限りなく錯綜していたが故に発生せざるを得なかったであろうにも拘らず平和裡に落着した無数の紛争事例〔の数〕に比すれば、極めて少ない様にも思われるのではないか？ そう〔平和裡に落着いたの〕ではない！〔止むを得ず〕沈黙し（ruhen）たのである。ドイツの貴族が如何程に無数の数限りない訴訟に巻き込まれているかは、また、数々の訴訟が、百年も前それどころか何百年も前に〔その審理〕が開始されたにも拘らず、〔今も〕放置されたままであることは、周知の事である。——更には、如何程に数限りない請求が、それぞれの〔領邦〕君主、伯、帝国都市、貴族の公文書室の中に埋没したまま、沈黙していることか、即ち、如何程に数限りない権利が、充足されることなく、沈黙していることか、それは周知の事である。若しも斯様な権利全てが一時に声を上げるとすれば、如何程に混乱して数限りない轟きが発生することになるであろうか？〔権利の〕請求とは、権利に決着がついていないことである。請求の沈黙が権利に課せられたのは、裁判所の決定に因ることではな

く——何故なら権利に決着がつけられた訳ではないから——、権利の〔喪失への〕恐怖に因ることであり——何故なら権利の請求は常に、権利の否決よりましなことであり、可能な訴訟は常に、敗北した訴訟よりましなことであるから——、また、強大な権力への恐怖に因ることである——〔何故なら〕強大な権力は、その近隣で発生する公然たるフェーデ (Fehde)<sup>5)</sup>では、必ず、より新しくより普遍的な〔即ち、より有利な〕方の権利根拠に基づいて、自分の境界や自分の領地の保全のために〔いずれか一方に〕与することになるのに対して、権力をもたない者たちは、強大な権力が彼等と反対の側に与する場合でも、彼等の側に与する場合でも、如何なる利益も得ることがないであろうからである。斯様な次第でフェーデは終息し、ラント平和令 (Landfrieden)<sup>6)</sup>が平穩〔沈黙〕(Ruhe)を実現した。即ち、ラント平和令は権利同士の矛盾を沈黙 (Stillschweigen)へ導きはしたが、決着〔判決〕へ導いたのではない。即ち、権利の対象を今まさに占有している側が、その対象を享受することになる。——*Beati possidentes!*〔占有せる者は幸いである。〕即ち、占有〔誰が占有するか〕に決着をつけたのは権利ではない。その意味では、ドイツで或る種の平穩〔平和〕を維持しているのは、権利をもつ者に占有を許す状態、国家状態 (der Zustand eines Staats)ではない。〔帝国〕等族の権力の間に存在する驚くべき差別の許で等族〔の権利〕を保証するのは、恐怖や政治 (Politik)であって、権利が依存する権利自身の尊厳、権利がもつ自身の内的権力ではない。

このように国家権力の欠如が必然的であることは——必然的であるのは、国家権力の対象、諸権利の不変的維持が不可能であろうからである——示されたとは云え、以下の事は、銘記されるべきである。即ち、多数の孤立した〔帝国〕等族達は、昔の状態、即ち、個々の〔等族〕が意思する限りで〔のみ〕且つ意思する時に〔のみ〕普遍的な者に協力する (mitwirken) という状態に、在るが故に、昔の行動〔様式〕に立ち帰っていたのである。即ち、普段は如何なる持続的固定的結合関係の中にも無いにも拘らず、危機と危険の時には、自発的に (frey) 集まってきて、そうすることで彼等の個別化された権力から、現前する必要に応じて一つの国家、一つの国家権力を形成するのである。〔現前する必要に応じてとは、〕若し彼等の権利が攻撃された場合には、〔帝国〕内部に対して向けられることになり<sup>7)</sup>、若し彼等総体 (überhaupt) が、或は、〔国家の〕構成員の〔一部だけが〕属する一つの特定〔団体〕が攻撃された場合には、〔帝国〕外部に対して向けられることになる〔ということである。〕

そうした特定の事例の一つは、嘗てならプロテスタントの宗教に対する〔カトリック勢力による〕度々の攻撃であった。この攻撃へ立ち向かわせたものは、臣民には全くどうでもよい〔領邦君主の〕名誉欲ではなく、庶民に行き互った (populärst) 極めて内的な関心であった。この反撃の為ほどに、領邦君主とその領民 (Volk) が心をつにして他の〔事での〕嫉妬心を忘れ自発的 (frey) 且つ熱心に結集し得たことは無い。他の何の為にしても、この反撃の為ということほどに領民の心を動かしたことは無い。蓋し、他の何の為にしても、争いになっている別の利害関係が同時に思い出されてきて心を占領してしまう、と言えるから。然しながら、シュマルカルデン同盟 (der schmalkaldische Bund)<sup>8)</sup>が如何に屈辱的な結末を迎えたかは、人の知るところであ

る。その同盟の全体が、虚栄心の生む矮小な努力に満ちており、自分と〔自分の〕高貴な業とに対する自惚れを楽しむことに埋没して、行動に出る前に既に満足してしまった結果、最初の一撃で同盟は粉碎されてしまった。それでもなお、この同盟では、同盟の構成員の若干が、勇敢に振舞い、実際に〔勝算は無くとも〕運を天に任せて戦いに及んだのである。然し、翌世紀のプロテスタント同盟（die protestantische Union）<sup>9)</sup>は、締結時に於けるつまらぬ事への拘泥によって、その本質が全くつまらないものであることを公に示した。また、そのつまらなさは、行動に取り掛かろうとするや否や、完全に露わなものとなった。同種の〔帝国〕内部の結合と看做し得るものとしては、その他に、相当数の〔プロテスタント〕等族にとっては危険に思われたヨーゼフ2世（Joseph II）の振舞いに対抗しようとした所謂諸侯同盟（Fürstenbund）<sup>10)</sup>があるだけである。この諸侯同盟の理念が輝いて見えたのは、〔第一に〕諸侯同盟の頂点に立った〔プロテスタント〕領邦君主達の故であり、〔第二に〕諸侯同盟の理念が立ち向かった〔カトリック〕領邦君主達の故であり、〔第三に〕両陣営の作家達が有能であり且つ総じて多数であった為に、彼等の〔論争の〕許で世論が大いに喚起された事の故である。〔その時は、〕公にされた〔人々の〕声が、或る種の〔政治的な〕意味をもっているように思えた。〔然し、〕フリードリヒ2世（Friedrich der Zweite）の周囲を彼の功績の輝きが包んでいたとしても、その功績は〔同盟〕以前に成し遂げられていたものである。即ち、彼の成し遂げた成果、プロイセンによるシュレージエン領有、プロイセン内の諸地方に於ける国家行政、宗教法、市民法〔の整備〕は、〔同盟以前に〕既にできあがっていた。〔しかも、〕プロイセンからのものでドイツの他の地方にとって役立つ（antworten）ものは最早何も存在せず、また何事も生じなかったのであるから、〔同盟の中に〕猶も関心を呼んだものがあるとすれば、それは、〔同盟自体よりは〕寧ろ、すべてを包括する新しいドイツの世紀が始まることへの希望であった。ドイツ諸侯同盟については、世論を惹起し多くの希望または憂慮を喚起したこと以上に指摘すべきことは無い。諸侯同盟は実行に移されることもなく〔公式に〕宣言されることもなかったが故に、その本質についても何も言えない。ブランデンブルク<sup>11)</sup>のドイツ帝国からの独立は遙か以前に基礎付けられており<sup>12)</sup>、従って、諸侯同盟が実施に移されることでその独立が増加するのか或は減少するのか、それらの可能性については何も言えない。〔また、〕外国の諸勢力に対抗する様々の自発的な同盟（freie Verbindungen）については言え、そうした同盟は、ドイツが内部で引き裂かれておらず外敵に対して自分達を護ろうとした時には、本来の帝国戦争〔帝国軍〕（Reichskriege）<sup>13)</sup>に替わって登場した。〔一つの事例として〕ミュラー、70頁<sup>14)</sup>。

ルイ14世に対抗するための、オラニエ公ヴィルヘルム〔3世〕との同盟〔1689年〕。

アウグスブルク同盟1688年<sup>15)</sup>。

この世紀〔17世紀〕の諸戦争は、内乱（innerliche Kriege）であった。

フランスと最近行なわれた戦争<sup>16)</sup>の経過の中で、即ち、ドイツが危険に陥ろうとする虞のある時に、ドイツを防衛しようとする〔今まで〕以上に共通的な意思が形作られるかに見えた<sup>17)</sup>。殆ど全てのドイツ諸国家が戦争に参加したからである。しかし、〔現実には、〕全てのドイツ諸国

家が同時に協力し合ったという時を、全く挙げるができない。反対に、戦争の大部分に於いて、最強の諸国家は戦争の場から離れたのである<sup>18)</sup>。

ヴェストファーレン講和条約以来の経験の中で、ドイツの諸部分のもつ昔からの独立性が固定され——但し〔昔とは〕全く変化した状況の下で——そして、そのことによってドイツは、近代国家 (ein moderner Staat) となること、そして、自らの国家権力 (Staatsmacht) をもつことを妨げられたのであるが、こうした経験は、次のことを教えてくれた。即ち、時代の精神が、如何なる個人と云えども唯自らの自由な意思と同意に基づいてのみ全体の為に行動していた時代からは、完全に变化してしまったということ、そして、極めて切迫した危機に在ってすらも、〔ドイツの〕あらゆる部分に極めて切実な仕方に関わる利害関係に際してさえも、如何なる共同的で一体的な協力は期待し得なくなっているということ。ヴェストファーレン講和条約の中でドイツのこの没国家性 (Staatslosigkeit) が組織化された。ヒッポリトゥス・ア・ラピデ (Hippolythus a Lapide) のような作家達は、〔ドイツ〕国民の内的な性格と傾向を明確に言い表した。ヴェストファーレン講和条約でドイツは、確固たる国家権力として自分を確立することを、放棄したのであり、成員の善意に自分を委ねたのである。ドイツの普遍的な幸福を諸部分の自由意思に委ねてしまう斯様な信頼を、望みとあれば、ドイツ国民が大いに誇りとしている忠誠 (Redlichkeit) の精神<sup>19)</sup> の結果と看做すこともできる。〔確かに、〕一方で、国家権力が解体し個別的〔諸部分〕の手に委ねられておりながら、他方で、この個別的〔諸部分〕が自発的に (frei) 協働すべきことが〔条約<sup>20)</sup> の中で〕要求され且つ〔条約の中で〕要求されると同時に〔実行が〕期待されている、このことは素晴らしいことのように聞こえる。事実、ヴェストファーレン講和条約を締結したドイツの〔帝国〕等族に対して、次の様な可能性がある、即ち、そのように〔全体と部分が〕分離している以上、彼等は全体の最善など眼中になく、仮令彼等自身の利益が普遍的利益と合致せず矛盾するとしても、彼等は各々が自分自身の利益を目指して行動するであろうし、そうする可能性がある、と言ったとすれば、彼等は、自分達が信用されていないということだから、自分達が侮辱されたと思ひ込むであろう。普遍的な連関、全体に対して個別的〔部分〕のもつ義務、全体にとっての最善は、〔条約の中で〕極めて仰々しく承認され保証されている。しかも、こうした点について如何なる異論が生じようとも、仮令その異論が極めて怖ろしい戦争を惹き起こすことになろうとも、〔対立する〕両党派の何れもが自分の立場を法的側面から徹底的な宣言や演繹によって正当化しようとしてきた。こうして問題は、意志と自分の利害との領域から洞察の領域へと摩り替えられることになった。即ち、全体にとっての最善のために行動しようとする意志が既に存在する以上は、悟性が、普遍的な最善のために最も役立つ行動様式を見つけ出すべきだ、ということになるかもしれない。そして、もしその行動様式が多数者によって決定された場合には、少数者は必然的にそれに従わなければならない、ということになるかもしれない。しかし、実際にはそうならないし、またそうなり得ない。何故なら、如何なる国家権力も存在しないのみならず、個別的な〔部分〕も、普遍的な最善についての自分自身の洞察に従って同盟や講和を結ぶ権利を有しないからである。〔ドイツと或はドイツの中で〕不和や戦争が生じた時に、



もし実際に誰かが——その者は必ず私人である、何故なら大臣のような人物が斯様な考えに至ることはあり得ないから——「戦争の根柢は専ら、或る事がドイツにとっての最善に適合しているか否かに就いての〔悟性による〕普遍的な洞察の欠如に在る」と信じる程に〔馬鹿〕正直であり、従って、「こうした確信に〔悟性が〕働きかけることによって〔戦争を終わらせる〕合意を生み出し得る」という希望を懐いたとすれば<sup>21)</sup>、彼はお人好しだというので笑い物になるのが精一杯のところであろう。その者は、寧ろ、「普遍的であるとされている行動様式が、いずれの個別者の特殊な利益にも合致している」という洞察を生み出すべく努めなければならないであろう。こうした特殊な利益が顧慮すべき極めて重要な点であることは、全く承認された周知の原則である。その点は、権利や義務と矛盾するものとは看做され得ないし、まして道徳性と矛盾するものとは看做され得ない。逆に、如何なる個別的な〔帝国〕等族と云えども、それが特殊な国家 (besonderer Staat) である限りでは、如何なる援助をも期待し得ないような普遍者に対して自分を犠牲に供する必要はない。〔それに対して、〕領邦君主や帝国都市の参事会は、自らの領邦や臣民〔市民〕のために配慮する神聖な義務 (die heilige Pflicht) を負っている。

ヴェストファーレン講和条約は、〔帝国の〕諸部分の独立というこの関係を固定化したものである。諸部分〔帝国等族〕は、単独では独立であることができなかったであろう。〔独立であるどころか〕寧ろ、〔独立を護るための〕彼等の同盟<sup>22)</sup>は粉碎されてしまった<sup>23)</sup>。彼等自身及び彼等の領邦は、自力で抵抗する機会もないまま、フェルディナント〔二世〕による政治的及び宗教的専制の手中に陥った。グスタフ・アドルフの進軍自身は、彼個人という観点からではなく——と云うのも、彼は幸運の絶頂で亡くなったのであるから——、彼の国民という観点から見れば、彼の後裔たるカール 12 世の進軍と完全に同じ部類に属する事柄と看做されるであろう<sup>24)</sup>。そのスウェーデン勢力も、もしもリシュリユーがその政策でスウェーデン勢力の課題を受入れ維持しマザランがその政策を同じ考え方で完遂したというのでなければ、〔帝国の諸部分と〕同様にドイツで敗北したことであろう<sup>25)</sup>。リシュリユーは稀有な幸運に恵まれた。即ち、彼がその偉大性の真の基礎を築いた国家〔フランス〕からも、また、その際に犠牲にした国家〔ドイツ〕からも、その最大の恩人と看做されたのである。国家としてのフランスも国家としてのドイツも両方とも同じく二つの解体原理<sup>26)</sup>をその中に持っていたが、リシュリユーは、前者に於いては、それら解体原理を完全に破壊し、そのことによって、前者の国家を最強国家の一つにまで高めたのに対して、後者に於いては、それら解体原理があらゆる暴力をふるうことを許し、そのことによって、後者が国家として存立することを廃棄した。彼は、両方の国 (Länder) に於いて、それらの国が内面で依拠していた原理を完全な成熟に齎した。フランスの原理即ち君主政 (Monarchie) とドイツの原理即ち多数の独立した諸国家の形成 (Bildung einer Menge eigener Staaten) と、これら両方の原理は、猶も、それぞれの対立原理と戦わねばならなかったが、リシュリユーの御蔭で、両方の国はそれぞれの確固とした (互いに相対立する) 体系に到達したのである。

フランスが君主政の形式をとって一つの国家となる、そのことを妨げていた二つの原理は、豪

族とユグノーである。両方とも代々の王と戦争を繰り返してきた。豪族には、王の家系の一員も含まれていたが、彼等は、軍隊と結託して、代々の大臣たちに陰謀を企ててきた。確かに、主権 (Souveränität) は、疾うに、君主に神聖なものとして付与され且つあらゆる〔豪族からの〕要求を超えたものであった。従って、豪族が戦場に軍隊を繰り出すとしても、自分に主権があると主張する為ではなく、大臣や州 (Provinzen) 他の知事として君主の筆頭臣下であらんが為なのである。〔然し、〕国家権力の〔君主からの〕最初の流出 (Ausflüsse) たる大臣に豪族を服属させたというリシュリユーの功績は、表面的に見れば、名誉欲の業と見える。彼の敵となった者達は、すべて、彼の名誉欲の犠牲として倒れたように見える。〔従って、〕彼等は、謀反や陰謀を企てた際でも、彼等の主権者〔君主〕に対して罪を犯そうとするものでなく彼等の主権者に対する義務に忠実であることを誓っていたのであり、それは恐らく最大の真実味を伴っていたであろう。また、彼等は、大臣の身柄 (Person)<sup>27)</sup> に対して武器で抵抗することを、〔国家〕市民に対する犯罪とも国家に対する犯罪とも看做していなかった。然し、彼等が屈服したのは、リシュリユーの身柄に対してではなく、彼の天才 (Genie) に対してである。彼の天才が彼の身柄を国家の統一という必然的原理に結び付け〔彼の〕<sup>28)</sup> 諸々の官職を国家に従属するものとさせたのである。そして、まさにこの点に政治的天才たる所以が存する。個人は、〔国家統一の〕原理と同一化された時、この結合の故に必然的に勝利を手にするようになる。大臣の功績として見た場合、リシュリユーが成し遂げた事、即ち、国家の執行権力に統一を与えた事は、国土を一州分増加させたとか、その他、国を危機から救ったとかといった功績に、限りなく優越している。

国家を解体へと脅かすもう一つの原理はユグノーであった。リシュリユーはユグノーを彼等が政治的党派であるとして弾圧したが、彼等に対するリシュリユーの処置は、良心の自由の弾圧という視点で捉えられるものでは全くない。〔何故なら、〕ユグノーは、独自の軍隊<sup>29)</sup>、強固な諸都市<sup>30)</sup> をもち、外国の諸勢力<sup>31)</sup> と同盟を結んだりしていたのであり、従って、一種の主権的国家を形作っていたのであるから。ユグノーに対抗して〔カトリックの〕豪族〔も〕、同様の事をして、同盟 (Ligue)<sup>32)</sup> を結成したが、この同盟がフランス国家を奈落の淵に追い遣ったのである。対立的党派は、共に、武装した狂信主義〔集団〕 (Fanatismus) であり、国家権力をも凌駕していたからである。〔それ故、〕リシュリユーは、ユグノーの国家を滅ぼした時に、同時に、同盟の権利をも滅ぼしたのである。更に、彼は、権利や原理を喪失した後の同盟の残滓、豪族の不従順を一掃したのである。リシュリユーは、ユグノーの国家を根絶するに当って、ユグノーに対して、良心の自由、教会、礼拝、市民的権利そして政治的権利を、カトリックと同等に許した<sup>33)</sup>。彼は、政治家らしい一貫性によって寛容 (Toleranz) を発見し実施に移したが、そのことは、〔一〕<sup>34)</sup> 世紀以上後になって、教養ある人間性の産物である、更に、哲学<sup>35)</sup> と因習の緩和との輝かしい功績であると主張されるに至った。フランス人は、〔三十年〕戦争に於いてもヴェストファーレン講和条約に於いても、ドイツで国家と教会を分離することは考えようとせず、〔ドイツでは〕宗教を政治的・市民的権利に区別を設ける際の基礎とし、フランス人が自国では廃止した原理<sup>36)</sup> を通用させたが、そのことは、フランス人の無知と狂信がそうさせたのではなかった。

斯くして、フランス、更にはイングランド、スペインやその他のヨーロッパ諸国では、以下の事に成功した。即ち、それら諸国の内部で醜酔して国家を解体しようと脅かしている諸要素を安定と結合に齎す事に成功したのである。即ち、ゲルマニアがそれら諸国に与えた、レーン制の自由 (die Freyheit der Lehensverfassung) を通じて、法律に則り自由により規定されながら総ての力を集中させている中心点——それは、本来的な意味での君主制 (monarchisch [e]) 形式をとるか、或は、現代的な<sup>37)</sup> 共和制 (modern [e] republikanisch [e]) 形式をとるか、そのいずれかであるが、現代的な共和制形式は、制限的な君主制即ち法律に基づく君主制にも属するが故に、そのいずれであるかは茲ではどちらでもよい——へと、到達する事に成功したのである。そして、国家の権力と財力の時代、個人の自由で合法的な富裕 (Wohlstand) の時代は、諸国 (Länder) が [その名に値する] 国家 (ein Staat) へと形成されたこの時代に始まる。

それに対して、イタリアは、同じ運命の歩みを、ドイツと共有した。但し、イタリアでは既に早くからより高い教養形成の段階に在ったが故に、その運命はより早くに発展の完成段階に到達していたのに対して、ドイツは [今漸く] 完成に向かいつつある。イタリアに対しては、代々のローマ・ドイツ皇帝が、長きに亘って高権 (Hoheit) を主張してきた<sup>38)</sup>。然し、その高権が効力を発揮したのは、通例、彼等が皇帝自身の実力によって高権を主張した程度と場合とによって限定されていたのであり、そのことは、ドイツでの場合と同様であった。代々の皇帝が熱に浮かされたように (Sucht) 両方の国 [ドイツとイタリア] を自分の支配下に置こうとしたことが [却って] 両方の国に於ける皇帝の権力を台無しにしてしまった。

イタリアでは、その地点 (Punkt) のそれぞれが主権 (Souveränität) を獲得した。イタリアは、ひとつの国家であることを止めたのであり、また、偶然の赴くままに、君主政、貴族政、民主政といった様々な独立した諸国家の混生状態となった。また、これらの国制 [政体] の墮落した形態である僭主政、寡頭政、衆愚政も、僅かの間現れ出た。[然し、] イタリアのこの状態を無政府状態 (Anarchie) と称することはできない。何故なら、対立し合っている多数の党派は、[それぞれが] 組織化された国家なのであるから。[イタリアでは、] 本来の国家結合 (Staatsverband) が欠落しているにも拘わらず、常に、一方で大部分が帝国元首 (Reichsoberhaupt) に共同で抵抗するために結集すれば、他方で他の部分が帝国元首と共同行動をとるために結集したのである。以前はドイツそしてイタリアを包み込んでいたギベリン派とヴェルフ派 [の対立]<sup>39)</sup> に相当するのは——時代状況の変化に由来する変容を伴いながら——18世紀のドイツでは——オーストリア派とプロイセン派 [の対立] である<sup>40)</sup>。イタリアの個々の部分は、以前の国家を解体して独立を獲得するまでにのし上がると間もなく、より強大な諸勢力の征服欲を刺激し、外国の諸勢力間の戦争の舞台と化した。勢力としては千倍かそれ以上もあるような強大な勢力に立ち向かった小さな諸国家は、没落するという必然的な運命を経験することになった。こうした運命についての同情には、[そうした運命は] 必然的であるという感情が、即ち、巨人と張り合おうとした小人が、踏み潰されることで、自らに対して責任をとっているのだ<sup>41)</sup> という感情が並び立つ。イタリアの比較的強大な諸国家は、多数の弱小な諸国家を呑み込むことによって形成されてきたも

のであるが、そのようにして形成された諸国家の存在も、忽ちのうちに、まるで植物のように活力と真の独立とを失って、外国の諸勢力の計略の中で弄ばれる〔玉突きの〕玉のような存在になった。〔確かに〕そうした諸国家は、巧みに且つ適切な機会に〔外国勢力に〕恭順の意を示し常に半分だけ服従することで完全な服従を阻止するという抜け目なさの御蔭で多少は長く存続したが、然し、結局の所〔外国勢力への〕完全な服従を免れることはなかった。多数の独立国家、〔例えば〕ピサ、アレツォ、フェラーラ、ミラノ——各々の都市が一個の国家である何百もの国家が、一体どうなったか？多くの独立した公爵家、辺境伯家等々、〔即ち〕諸々の諸侯家、〔例えば〕ベンティヴォーリオ家、スフォルツァ家、ゴンザーガ家、ピーコ家、ウルビーノ家等々、また、無数の騎士貴族が、一体どうなったか？諸々の独立国家は、より強大な国家によって呑み込まれ、このより強大な国家も更に一層強大な国家によって……と呑み込まれていった。最も強大な国家の中の一つ、ヴェネツィアには、我々の時代になってフランスの或る将軍<sup>42)</sup>の書状が副官によって伝達されることで、終焉が齎された。輝かしい諸侯家は最早、主権も、政治的な、代表<sup>43)</sup>としての意義もたず、最も高貴な家門と云えども〔単なる〕宮廷貴族となってしまった。

不幸の期間に、即ち、イタリアがその悲惨に向かって急いでいた頃、イタリアが、その国土を巡って外国の君主達が戦争を繰り広げる戦場となり、戦争に手段を提供しながら同時に戦争の犠牲になっていた頃、イタリアが自分自身の防衛を、暗殺や毒薬や裏切りに、或は、外国の無頼漢の群<sup>44)</sup>——彼等は、雇主にとっては常に費用が高み、荒廃を招き、往々にして怖ろしく危険ですらあったし、彼等の首領の中には領主（Fürst）にまで栄達を遂げる者もいた<sup>45)</sup>——に委ねていた頃、ドイツ人、スペイン人、フランス人、スイス人がイタリアを略奪し尽くし、諸外国の王室官房（Kabinet）が、この国民〔イタリア人〕の運命についての決定を下していた頃に——このような、遍く拡がった苦悩〔即ち〕憎悪、錯乱、盲目の状態に深く感じ入って、一人のイタリア人政治家（Staatsmann）<sup>46)</sup>が、冷徹な思慮を以て、イタリアを結合して一つの国家となすことによってイタリアを救うという必然的理念を捉えた。この救済〔の理念〕が、そして、時代の墮落と盲目的狂乱〔の状態〕が必要とした道程〔イタリア統一〕を、彼は、厳格な一貫性を以て、指し示した。そして、彼の主君<sup>47)</sup>に対して、次の様な言葉で、イタリアの救済者という崇高な役割を引き受け、イタリアの不幸に終止符を打つという榮譽を受けるべし、と呼び掛けたのである<sup>48)</sup>。

下記、参照。205頁。マキアヴェッリは……に向けて……<sup>49)</sup>

斯様に真実なる真剣味（Ernst）を以て語る人物が、胸の中に下賤の心（Niederträchtigkeit）を懐いていた訳でもなく、頭の中に諧謔の意（Spaß）を蔵していた訳でもないことは、誰にでも判る。下賤という点について云えば、世間一般の意見では、マキアヴェッリという名前は非難の刻印を伴っており、マキアヴェッリ的の原則と嫌悪すべき原則とは同義と看做された。国民（Volk）が作り上げるべき国家〔とは斯くあるべき〕という理念は、所謂自由〔を求める〕盲目的喧噪<sup>50)</sup>により、長きに亘って掻き消されてきた故に、恐らくは、七年戦争や茲最近のフランスとの戦争<sup>51)</sup>に於いてドイツが蒙った悲惨の全て、理性のあらゆる陶冶〔啓蒙〕、フランス〔革命〕に於ける自由の狂乱の経験、これらを以てしても、「自由は、国民が法律に則って結合し国

家を作る中でのみ可能である」という真理を、諸国民の信念或は国家学（Staatswissenschaft）の原則にまで高めるには十分でない。イタリアを国家へ高めるといふ、マキアヴェッリが準備していた目的ですら、盲目な者たちによって誤解された<sup>52)</sup>。彼等は、マキアヴェッリの作品の中に、専制政治樹立〔の主張〕、名誉欲に駆られた抑圧者に対する「黄金の鏡鑑」（ein Goldner Spiegel）〔の提示〕以外の何者も認めなかったのである。そして、目的が容認される場合でも、手段は嫌悪すべきものであると言われ、また、そこでは道徳が、「目的は手段を神聖化しない」等々の陳腐な事を並べ立てるによい広い活躍の場を獲得することになる。然し、茲では、手段の選択は問題となり得ない。焦げ臭くなってしまった手足をラヴェンダー香水で清めることはできないのである。毒〔殺〕や暗殺が日常の武器になってしまっているような状態では、生易しい対抗策を以てしては被害を免れない。腐敗の間際にある生命は、最高に暴力的な措置によってしか、再組織化〔再生〕し得ないのである。イタリアの状態についての直観から直接的に〔余すところなく〕汲み取られた理念の展開〔『君主論』〕を、あらゆる状態に等しく妥当する、従って、換言すれば、如何なる状態にも適合しない、道徳的・政治的諸原則の一覧表として取り扱うことは、極めて非理性的なことである。〔寧ろ、〕人は、マキアヴェッリ以前に経過した数世紀に亙るイタリアの歴史、そして、〔マキアヴェッリと〕同時代のイタリアの歴史から出発して直ちに、『君主論』の読書に向かうべきである<sup>53)</sup>。そうすれば、『君主論』は、是認されるのみならず、最も偉大にして高貴な心を備えた真正の政治的頭脳による、最高に偉大で真実な構想〔の書〕として立ち現れてくるであろう。〔只、〕普通は見逃されている事、即ち、〔そうした構想〕以外の真に理想的な諸要求について、多少とも語ることは余計なことではあるまい。それらの要求は、マキアヴェッリが或る卓越した君主<sup>54)</sup>に向けて行なったものであるが、彼の時代以来、如何なる君主によっても、そして、彼を反駁する君主<sup>55)</sup>によってすらも、充足されたことのないものである。然し乍ら、マキアヴェッリが〔君主に向けて〕献策した、嫌悪すべき手段と称されるものは、もっと別の視点から見られなければならない。イタリアは——ひとつの国家たるべきであった。このことは、皇帝がまだ最高封主（Lehensherr）として通用していた当時には、なおも〔政治の〕原則として通用していた。——この普遍的な〔要求〕をマキアヴェッリは〔『君主論』の中で〕前提している。このことを彼は要求している。このことが、自らの祖国の悲惨に向けて彼が立てた原理なのである。この視点からすれば、『君主論』の議論展開は、全く別の側面を見せることになる。即ち、私人から私人に対して、或は、或る国家から別の国家又は或る私人に対して〔報復として〕為された場合には、嫌悪すべきものとなるであろうことが——今や、正当な刑罰となる。〔処で、〕国家に対しては、アナーキーを生じさせることこそが、最大の犯罪、或は寧ろ唯一の犯罪である。と云うのも、国家が対処すべき犯罪はすべて結局このアナーキーに帰着するからである。また、他の〔普通の〕犯罪者のように間接的に国家を攻撃する〔法を犯す〕のではなく直接的に国家自身を攻撃する者は、最大の犯罪者であり、国家には、自分自身を維持すること、即ち、そうした犯罪者の力を最も確実な仕方で一掃すること以上に崇高な義務は無い。この最も崇高な義務を国家が果たすことは、最早〔報復の〕手段ではない。それは〔正当な〕刑罰で

ある。或は、もし刑罰自身が〔報復の〕手段であるとするならば、任意の犯罪者に対する如何なる刑罰も、嫌悪すべきことと称せざるを得なくなるであろう。また、如何なる国家も、自分を維持する為には、死〔刑〕や長期拘留と云った嫌悪すべき手段を用いる破目に陥るであろう。

ローマの小カト<sup>56)</sup>は、自由を求めて叫ぶ人すべてによってその名を挙げられる特権を得ているが、彼こそは、ポンペイウスに独裁が任される上での最大の推進者であった<sup>57)</sup>。〔但し、〕それは、ポンペイウスに対する友情に基づくことではなく、アナキーこそが最大の害悪であるとされたからであった。小カトは自ら命を絶ったが、それは、ローマ人が当時猶も自由と称していたもの即ちアナキーが没落してしまったからではない。と云うのも、小カトと共にあった〔亡き〕ポンペイウスの党派<sup>58)</sup>が他でもなくカエサルの党派と別の党派だったからである<sup>59)</sup>。— 小カトが自ら命を絶ったのは、自分が軽蔑し憎悪する敵<sup>60)</sup>には屈しようとしぬ頑なな性格の故であった。— 彼の死は、党派の問題であった。

マキアヴェッリがイタリア救済の希望を繋いだ人物は、結局の所、ヴァレンティーノ公爵<sup>61)</sup>、即ち、伯父<sup>62)</sup>の援助を得ながら、且つ、勇敢とあらゆる種類の欺瞞とによって、ウルシーニ公爵、コロナ公爵、ウルビーノ公爵等々の諸公国及びローマの諸男爵の諸領地を糾合して一つの国家とした君主である。彼及び彼の伯父についての思い出には — 仮令単なる噂や彼等の敵の憎悪によって濡れ衣を着せられたに過ぎない所業すべてを差し引くとしても — 彼等についての人間としての思い出には、後世の者に僭越にも人間を道徳的に裁くことが許されるとして、後世の者の眼前で〔悪人の〕烙印が押されている<sup>63)</sup>。— 同公爵及び彼の伯父は〔没落したとしても〕、然し、彼等の功業は滅びていない。彼等こそは、ローマ〔教皇〕座に国家〔としての存立〕を得さしめた者たちである。ユリウス二世<sup>64)</sup>は、その国家の存立をうまく利用し畏怖すべきものとするのができたし、その国家は今日に至る迄も存続している<sup>65)</sup>。マキアヴェッリは、チェザレ・ボルジア (Cäsar Borgia) の没落の原因を、政治的失策に加えて、アレクサンドルの死という正に決定的な瞬間に彼を病床に就かせた偶然にも帰したが<sup>66)</sup>、それに対して、我々は、寧ろ、彼の没落の中に或る高次の必然性 (eine höhere Nothwendigkeit) を認めざるを得ない。この必然性が、自分の功業の成果を彼が享受することを許さなかつたのであり、彼の功業の成果〔教皇領〕がより強大な勢力に成長することを許さなかつたのである。何故なら、彼の背徳に示されている様に、自然 (Natur)<sup>67)</sup>は、彼を、寧ろ、儂い栄光と国家創建の単なる道具とに定めていたと見えるからであり、従って、彼が昇り詰めた権力の大部分は、自然の内的な権利に基づくのも、自然の外的な権利に基づくのもなく、彼の伯父が聖職者〔法皇〕として高位にあるという〔自然に対して〕外来の枝に接木されたがためのものだからである。

マキアヴェッリの作品は、彼が、自分の時代に対して、そして、「政治的没落に向かって急ぐ国民の運命が天才 (Genie) によって救済され得る」という自分自身の信念に対して、与えた偉大な証明である、ということは動かない。マキアヴェッリの『君主論』に対する誤解や憎悪にも拘らず、この特別な著作には猶も注目すべきことがある。即ち、一種の本能に基づいて、或る将来の君主<sup>68)</sup> — 彼の全生涯と全行動は、ドイツ国家を諸々の独立した国家に解体しようとするも

のであることを極めて明確に言い表している——が、このマキアヴェッリについての学校作文 (Schul-exercitium)<sup>69)</sup> をものして、マキアヴェッリに道徳的論議 (Chrieen) をぶつけてきたのである。この議論が空虚なものであることは、彼自身が、自分の行動の仕方によって<sup>70)</sup>、更には、著作家としての自分の作品の中で、明確に示したのである。何故なら、例えば『第一次シュレージエン戦争の歴史』の序文の中で、彼は、国家間の契約には、その契約が最早国家の利益に合致しなくなった場合には、その拘束力がない、としているからである<sup>71)</sup>。

## 註

- 1) 【ヘーゲルによる、テキストに並列しての及びその下部での、書き込み】「自由人が支配者へ〔転じること〕を通じて、レーン制 (Lehensverfassung) が、〔そして、〕今日の諸領邦の中に一つの国家 (ein Staat) が樹立された。その国家にあっては、諸個人は、その各々が、独自に、いずれの国民的諸問題でも、直接的な意思をもつ、というのでは最早ない。却って、諸個人は、彼等自身が創立した全体に、そして、その全体が個別化されたもの、及び、その全体の分枝に聴従する、即ち、国家と法律に、永続的で確固とした中心点に聴従する。各個人は、この中心点に対して、代議制度 (Representation) を通じて成立してくる間接的な関係をもつ。」  
猶、「今日の」の前には「即ち、(d.h.)」という表現が存在したが、ヘーゲルがレーン制の成立と領邦国家の成立とを同一視しているとは考えられないので、削除して訳出してある。更には、「〔そして、〕(und)」は、全集版編集者による付加である。
- 2) 続く「諸列強による保証」という表現から明らかな様にヴェストファーレン講和条約を指す。
- 3) 修正の繰り返しが認められるテキストである。文法的な整合性を貫徹することが困難である。
- 4) Knox の英訳に従う従来の解釈では、「〔彼等を〕駆り立てる真実の内的な力は、彼等自身の利害であって法形式ではない。」 Cf. Hegel's political writings, Oxford 1964, p. 209. この解釈の場合、「公衆」や「大衆」は何に向けて駆り立てられることになるのであろうか。
- 5) Fehde は、私闘、自力救済、自力行使と訳される。「この〔古ゲルマン以来の〕古風な法観念に従えば、自己の権利を侵害された者は血縁者〔血縁者団体ジッペ (Sippe) の構成員〕や友人の助けを借りて、侵害した敵対者に対して自ら措置〔決闘〕を講ずることができた。」(ハンス・K・シュルツ著、千葉徳夫他訳『西欧中世史事典』ミネルヴァ書房、1997年、214頁。)
- 6) 単数形で提示されている故、1495年8月7日にヴォルムス帝国議会で制定された永久ラント平和令を指すことは明白である。
- 7) 茲では全体として二種類の場合が想定されている。二番目の場合は、帝国全体か帝国の一部を構成する団体の権利が侵害された場合である。この場合の「外部」とは、帝国の外部、即ち外国か、団体の外部、即ち対立する国内団体を意味するであろう。それに対して、一番目の場合は、権利を侵害される主体が個別的等族である場合と理解できる。その場合の「内部」が何を指すかは不明でない。個別的等族の内部か、帝国の内部か。議論全体の枠組が、帝国と帝国等族の関係に在る点からすれば、後者と推測される。即ち、或る個別的等族の権利が他の個別的等族により侵害された場合と理解できるであろう。
- 8) 1531年にシュマルカルデンに於いてプロテスタントの8領邦君主と8帝国都市と2ハンザ都市とマグデブルクとにより結成された反皇帝同盟。当該箇所が指示しているのは、1546年に始まったシュマルカルデン戦争の結末、即ち、1547年のミュールベルクの戦いに於いてアルブレヒト系ヴィッテン家モーリッツの裏切りにより同盟軍が皇帝軍に敗北した事実である。以後、エルンスト系ヴィッテン家がザクセン選帝侯位を継承することになった。

- 9) 1608年にアウハウゼンに於いて8プロテスタント領邦君主と17プロテスタント帝国都市とにより結成された、カルヴァン派のプファルツ選帝侯フリードリヒ4世を盟主とする反カトリック同盟。
- 10) 1785年以来、オーストリアのヨーゼフ二世に対抗して、プロイセンのフリードリヒ2世主導の下で、北部・中部ドイツの主にプロテスタントの中小領邦君主15程が結成した同盟。帝国内がプロイセンとオーストリアとの二大勢力に分割されたことを明確に象徴する。
- 11) 此の箇所ではヘーゲルは、当初Pr [eußens] と書き掛けて、Brandenburgs と書き直した。
- 12) 当該箇所は、1618年にホーエンツォレルン家によるプロイセン公領とブランデンブルク選帝侯領との同君連合の成立を指す。この同君連合がプロイセン王国となるのは1701年である。
- 13) 直訳の「帝国戦争」では文脈的に意味をなさない。「帝国軍」を指示するものと解する。
- 14) 【全集版編集者註】「ヘーゲルが引き合いに出しているのは、ヨハネス・フォン・ミュラー (Johannes von Müller) 著『諸侯同盟の叙述 (Darstellung des Fürstenbundes)』改訂第二版、ライプツィヒ、1788年である。頁を指示してヘーゲルが茲で参照を求めている箇所は、同所に於ける von Müller による説明の理解を助けるための内容的補足を必要とする。当該箇所では問題とされているのは、„Sir William Temple, Wilhelm III, und Friedrich Wilhelm“ と題された第2編第16章である。直近の文脈では、ネーデルランド [オランダ] 総督 (Generalstatthalter), そして、後には大ブリテン国王 (Herrscher) の地位にあったオラニエ公ヴィルヘルムの政治的手法が論じられ、ヴィルヘルムの効果的な同盟政策がルイ14世に対して成功を取め続けたこと、同時にその一方では「ドイツ帝国議会が……2年間に互って対策を協議した」(同箇所69頁) ことが指摘されている。だからして、ミュラーは、「ヴィルヘルムは、全ての事を、同盟を介して行なった」(同箇所70頁) と記しているのである。それに続く箇所では、総督がブランデンブルク選帝侯の確固とした同盟政策無くしては〔自らの政策を〕貫徹できなかったことが、述べられている。〔とすれば、〕恐らくヘーゲルは、ヨーロッパ列強間の権力闘争の中で成り立っている歴史的な配置に対するミュラーによる歴史的・政治的な解説に遡及しつつ、当該箇所での彼の他の解説の趣旨と一致するようにして、帝国議会側の緩慢な政治的行動様態とオラニエ公ヴィルヘルムの精力的な行動との対照性を、活写すなわち典型的事例により例証しようとしたのであろう。」
- 15) アウグスブルク同盟は、1686年7月9日に、ルイ14世の領土的野心に対抗することを目的として、皇帝レオポルド一世の主導の下、スペイン国王、スウェーデン国王、バイエルン選帝侯及びその他のドイツ領邦君主の間で締結された防衛同盟。この同盟は、1689年にイングランドとオランダの加入 [オラニエ公ヴィルヘルムの加入] によって拡大された。この間1688年から1697年まで断続的に、所謂アウグスブルク同盟戦争乃至プファルツ継承戦争が続いた。本文中の1688年という年号は、アウグスブルク同盟が結成された年のみを示す。ヴィルヘルムとの同盟の成立は1689年のこと。
- 16) „der letzte Krieg gegen Frankreich“ この表現が第一次対仏同盟戦争を指すか第二次対仏同盟戦争を指すかは自明ではない。続く「殆ど全てのドイツ諸国家が戦争に参加した」及び「戦争の大部分に於いて、最強の諸国家は戦争の場から離れたのである」という表現がプロイセン及びスペインを念頭に置いている可能性が高いことからすれば、1795年のバーゼル講和条約締結を含む第一次対仏同盟戦争である可能性が高い。残る問題は、この草稿執筆時期と推定されている1801年夏頃には既に第二次対仏同盟戦争が始まっており、「最近の (letzt)」という表現と矛盾するかに見える点である。
- 17) 【ヘーゲルによる欄外書き込み】「現実〔戦争に〕参加した場合でさえも真正の団結 (Einigkeit) は存在していなかった。」
- 18) 1795年の4月から8月にかけてバーゼルで、順次フランスとプロイセン、ヘッセン=カッセル他、スペインとの間でなされた講和条約締結、従って、これらの諸国による対仏同盟からの離脱を指す。



- 19) 所属する団体乃至共同体への忠誠。当該文脈では、タキトゥスの『ゲルマニア』に描かれているような部族の長に対する忠誠に淵源するものが、想定されているであろう。Vgl. Cornelius Tacitus, *Agricola Germania*, Sammlung Tusculum, 2. Auflage, 2001, S. 94 : „principes pro victoria pugnant, comites pro principe.“ 泉井久之助訳『ゲルマニア』岩波文庫, 1979年, 78頁「まことに長老は〔部族の〕勝利のために戦い、扈従は長老のために戦う。」(括弧内は引用者による。)
- 20) ヴェストファーレン条約が想定されているであろう。Vgl. *Quellen zum Verfassungsorganismus des Heiligen Römischen Reiches Deutscher Nation 1495-1815*, Darmstadt 1976, S. 188f.
- 21) テキストは *machte* であるが、文法的には *mächte* となるべきであろう。
- 22) 茲での「同盟 (Bund)」は、1608年にプファルツ選帝侯を盟主として成立したプロテスタント同盟 (Protestantische Union) を指す。
- 23) 1620年の「白山の戦い (Schlacht am Weißen Berg)」での大敗を指す。
- 24) 国家の独立を確立する目的に貢献する活動と看做し得るという意味。具体的にはバルト帝国の独立と繁栄が想定されているであろう。
- 25) テキストは直説法 *unterlag* であるが、内容的に接続法 *unterläge* であるべきものと解する。
- 26) この二つの解体原理が何かは判然としない。フランスについては次節で説明されているが、ドイツについては説明されていない。フランスとドイツとで全く同じという意味ではなからう。
- 27) 具体的には、名誉欲に駆られて行動していると看做されたりシユリユーその人が指示されている。
- 28) *Staatsämter* の前に *seine* を補って解釈する。当面の文脈の焦点は、リシユリユーと国家との直接的関係如何に在る、と考えられるからである。
- 29) 所謂ユグノー戦争に於いて主にイングランドからの資金援助の下で傭兵部隊を含むプロテスタント軍が結成された事を想定している。
- 30) モントーバン Montaubant, サン・シェール Sancerre, ルーアン Ruen, ル・アーヴル Le Havre 他の都市を想定し得るが、特に代表的なものとしては、1627年から1628年にかけてリシユリユーの指揮の下で行われた包囲戦で有名なラ・ロシェル La Rochelle がある。
- 31) オランダや特にイングランドを指す。ユグノー戦争で結成されたカトリック同盟もスペインやローマ教皇庁の支援を受けており、ユグノー戦争は国際的な宗教戦争の様相を呈していた。
- 32) ユグノー戦争時の1576年にギーズ公アンリ一世を中心にして結成されたカトリック同盟 (la Ligue catholique) を指す。1595年に国王アンリ四世により撃滅された。このカトリック同盟とプロテスタントとの対立抗争はフランス王権に危機を招来した。
- 33) ヘーゲルの記述には混乱が存在する。即ち、茲でリシユリユーの事績に対応すると看做されている歴史的出来事は、ラ・ロシェル包囲戦終結後の1629年に締結された所謂「アレスの和議 (la paix d'Alès)」であると推測される。然し、アレスの和議に於いて、ユグノーの良心の自由即ち信仰の自由は認められたものの、政治的権利は否認されたのである。茲でヘーゲルがリシユリユーの事績と看做している内容は、寧ろ、1598年に国王アンリ四世が発布した「ナントの勅令 (Édit de Nantes)」のものである。アレスの和議は、ナントの勅令の認めた権利を制限しようとするものであった。
- 34) 従来諸テキストとは異なる。従来は等しく「数世紀以上後になって」と読まれてきたが、全集版編集者の歴史的事実ともよく符合する。即ち、アレスの和議 (1629) から「一世紀以上後」は、18世紀中葉及び後半を指し、丁度、ヴォルテールの『寛容論 (Traité sur la Tolérance)』(1763) が出版された時期に対応する。換言すれば、啓蒙主義の時代に対応する。
- 35) 啓蒙主義に於いては理性とほぼ同義である。
- 36) 領邦教会制度の原則である (*cuius regio, eius religio.*) 或はより一般的に信仰の自由を指すであろう。茲で「廃止」と言われている事柄は、ナントの勅令で認められた信仰の自由が、1685年の「フォンテーヌブローの勅令 (Édit de Fontainebleau)」によって廃止された事実を指示すると考えられる。

- 37) modern を、歴史的時代区分を基礎とする「近代的」と解釈すべきか、漠然と「最近」乃至「現代的」と解釈すべきかは、容易には決定できない。茲では、明確な区分は想定されていないと看做す。
- 38) ザクセン朝第二代ドイツ王且つ初代神聖ローマ皇帝オットー大帝が 951 年にランゴバルド王に即位して以来の所謂イタリア政策 (Kaiserpolitik) を指す。それは、ホーエンシュタウフェン朝では特に重視されたが、同朝の終焉 (1266 年) と共に終焉を迎えた。
- 39) ドイツに於ける皇帝位を巡るヴェルフ家派とホーエンシュタウフェン家派との対立が、叙任権闘争に於ける教皇派と皇帝派との対立に変質し、その対立が、ホーエンシュタウフェン朝のイタリア政策の結果、北イタリアに移されることになり、ゲルフ (Guelfi) 派とギベリン (Ghibellini) 派の対立となった。猶、金子訳註に拠れば、ギベリンは、ホーエンシュタウフェン家の居城でもあったシュトゥットガルト近郊 Waiblingen のイタリア訛りに由来する。
- 40) sich als etwas darstellen の構文。誤解を招きやすい表現であるが、皇帝派と教皇派の対立がオーストリア派とプロイセン派の対立として再現されたという意味ではない。党派的対立の不変的存在を指摘することが意図されている。その趣旨に基づいて意識した。
- 41) 文章に含まれる論理構造に即した意識である。
- 42) 勿論、ナポレオンを指す。1797 年 10 月 17 日にフランスとオーストリアとの間で調印されたカンポ・フォルミオの講和条約によって、ヴェネツィア共和国はオーストリアが領有することとなり、9 世紀初め以来独立を保持してきた同共和国は滅亡した。
- 43) ヴェネツィアへの言及であるとするれば、大評議会 (Maggior Consiglio) の議員であることを指すと思われる。貴族の世襲制であった。
- 44) 傭兵を指す。
- 45) Condottiere と称される傭兵隊長の中には、ミラノ公となった Francesco Sforza、ヴェネツィア陸軍総司令官となった Gattamelata、ウルビーノ公爵となった Federico da Montefeltro 他、栄達を遂げた傭兵隊長が多数存在した。
- 46) ニッコロ・マキアヴェッリ (Niccolò Machiavelli) を指す。
- 47) 『君主論 (Il Principe)』(1532) は、Lorenzo di Piero de' Medici に献呈された。
- 48) 【全集版編集者註】「ヘーゲルは茲で、一方では〔過去を〕解釈しつつ他方では〔将来を〕予示しつつ、文献一覧を通して茲で挿入した『君主論』からの比較的長いテキスト抜粋への参照を求めているが、その抜粋——伝わっているものは断片である可能性が非常に高い——は〔『ドイツ国制論』草稿の〕末尾部分に転載されている。」
- 49) 【全集版編集者註】「ヘーゲルは茲で、マキアヴェッリの〔『君主論』の〕仏語訳からの抜粋を挿入することを見込んでいた。当該の抜粋は、〔ヘーゲルによって〕別途筆写されたものが、〔『ドイツ国制論』草稿の〕末尾部分で報告されている。」
- 50) 古代のゲルマン的自由の伝統を継承して中世以来のドイツに於いて長く主張され続けてきたドイツ的自由即ち等族の自由を指す。「盲目的」という表現には、自由への要求が国家の理念を不可能にする性格のものであったという含意がある。
- 51) テキストは „in diesem letzten französischen Kriege“ と単数形である。その執筆年代が 1801 年初夏から夏にかけてであるとすれば、第一次対仏同盟戦争と第二次対仏同盟戦争は一つの戦争と理解されていた可能性が高い。
- 52) 【全集版編集者註】「関連する証拠資料間の包括的連関については、後の註での報告を参照された。当面の箇所での文言に特に関連して指摘されるべきは、以下の点である。即ち、これまで知られていない報告や文書がヘーゲルの生涯の中から〔新たに〕見つからない限りは、ヴィーラント ([Christoph Martin] Wieland) が 1792 年以降に公刊された雑誌『トイッチャー・メルクル (Teutscher Merkur)』の中でマキアヴェッリについて展開した議論——以下で証拠文書を示し内容を素描する——をヘーゲルがそれ以前の読書の記憶に基づいて引照しており、そのことからの

必然的帰結として、ヘーゲルが既にテュービンゲンに於いてマキアヴェッリとの肯定的並びに否定的な対決に際立って強い関心をもっていたことになる、という風には推断し得ないということである。第二の〔検討すべき〕可能性としては、もっと後に、恐らくイエナ時代の始めに、同時代の政治的諸問題との精神的対決に特に焦点を絞った〔ヴィーラントの議論〕を閲覧していたかもしれないのである。〔当時、〕ヴィーラントは、知的世界で指導的位置を占め高い評価を得ていた『トイッチャー・メルクール』という彼の出版手段を介して、同時代の政治的諸問題に常に新たな刺激を与え、例えばマキアヴェッリ解釈のような重要なテーマの所在を明らかにしていたからである。そうした推測に対しては、〔単なる推測と云うよりは〕寧ろ、諸々の根拠や状況証拠がある。次の様な事情の中には間接的な状況証拠があると言えるだろう。即ち、ヘーゲルは、イエナに転居することで、ヴィーラント及び殆ど完璧な精神的エリート達やドイツに於ける同時代市民層の有力な代弁者達に極めて近い影響領域の中へ入り込んでいたが、彼等の諸々のサークルの中に在っては、ヴィーラントがそれらの諸サークルとの思想的交流の中で〔マキアヴェッリについての〕上述の様な確信を明言し公表していたが故に、ヴィーラントの見解は既に非常な名声を博していた。茲〔それらのサークルの中〕では長きに互って、他ならぬ、ヘーゲルも彼の『ドイツ国制論』の中で支持を表明している政治的運動が目論まれていたが、ヘーゲルが、政治状況に対してそうした運動の示す見解がイエナやヴァイマルの支援者達の中でも肯定的共感を得られると期待していたことは疑いなかろう。然し、斯様な伝記的事情と並んで、上述の「黄金の鏡鑑 (goldener Spiegel)」という表現で暗示されている事柄——それについては後の註で詳述する——を通じて、ヴィーラントの『全集 (Œuvre)』への関わりが看過し得ないものであることが明らかになる。また、ヘーゲルの抗弁にも拘らず——際立って強調されている「より狡猾な読者 (listigeres Publikum)」に対する敬意は、常に二つの視点を同時に視野に収めることを可能にする。即ち、一方では、ロビネ ([Jean-Baptiste] Robinet) や彼に代表されるフランス啓蒙主義エリートのグループが参照されていることであり、他方では、マキアヴェッリの『君主論』を、あらゆる専制主義に対する機知に富んだ警告や訓戒が風刺的乃至はイロニー的な仕方で自分自身に向けられたものとして解釈するロビネ等に対する、ヴィーラントによる懐疑と批判が示唆されていることである。そうした〔ヴィーラントによる〕懐疑と批判を〔ヘーゲルが〕(間違っ)て尖鋭化することは、実は、更に二重の屈折の中で反射して、先の「狡猾な」解釈に就いてのヘーゲル自身による——イロニー的にと同時に尊敬を込めて表現された——判断を、正当化することになるであろう。最後に、更に顧みておくべきは以下の点である。即ち、ヘーゲルはイエナで初めてマキアヴェッリの『君主論』から当該テキスト抜粋を作成したのであり、しかも、その目的のために、奇妙な事に、相当に時代遅れで当時でさえ殆ど役に立たないであろうと看做されていたマキアヴェッリのフランス語訳全集を引っ張り出してきたのである。推測するに、マキアヴェッリからの逐語的な引用にまで遡ることが必要になるという窮地が『ドイツ国制論』に取り掛かっている途中でどちらかと云えば偶然的に生じてきた為に、ヘーゲルがそのフランス語訳で間に合わせざるを得なかったというのが、実情であろう。と云うのも、上の事実から、当時ヘーゲルが、もっと通用しているマキアヴェッリの著作 (例えばドイツ語訳) を自分も他の人も所持していなかったということが、導き出せるからである。そのことは、おそらく、マキアヴェッリとの対決が既に相当に長く続いてきたことと、矛盾することではあろうが。——もしも、ヴィーラントや彼が惹起したマキアヴェッリを巡る議論に対する上述の様な複雑な参照関係が、当該の文章の中に在るヘーゲルによる明らかに格別にやっかいで仄めかしだらけの表現に対する背景であるとすることに納得できなるとすれば、ヘーゲルの場合には、ロビネやルソーへの直接的な結び付きの存在を否認することは決してできなくなる。然し、そうであっても、そうした結び付きがヴィーラントとの上述の関係とも矛盾しないことは、容認せざるを得ないであろう。」

- 53) 【全集版編集者註】「ヘーゲルが茲で、『君主論』と題されたマキアヴェッリの著作の読書を推奨していることは、明白である。」

- 54) 註 47 にある通り, Lorenzo di Piero de' Medici を指す。
- 55) 『反マキアヴェッリ論 (L'Antimachiavel, ou examen du prince de Machiavel)』(1740) を著したフリードリヒ大王, 即ち第 3 代プロイセン王フリードリヒ 2 世を指す。
- 56) Marcus Porcius Cato Uticensis, 通称 Cato Minor。ローマ内戦で政敵カエサルに敗れて自死したが, 共和政ローマ末期に清廉潔白の執政官として高い評価を得た。
- 57) 共和政ローマ末期の紀元前 52 年に護民官 Publius Clodius Pulcher が Titius Annius Milo によって殺害された時, 混乱状態に陥ったローマの治安を回復するために, 当時法務官であった小カトがポンペイウス (Gnaeus Pompeius Magnus) に対して単独で執政官の地位に就くことを要請した事実を指す。
- 58) 元老院派を指す。小カトが自死したのは, 紀元前 46 年。ポンペイウスは, 紀元前 48 年にエジプトで殺害された。
- 59) 紀元前 49 年から 45 年にかけてのローマ内戦に於ける元老院派とカエサル派との争いが念頭に置かれている。
- 60) カエサル (Gaius Julius Caesar) を指す。
- 61) チェザレ・ボルジア (Cesare Borgia) のこと。
- 62) 「父」の間違いである。チェザレ・ボルジアの父ロドリゴ・ボルジア (Rodorigo Borgia) は, ローマ教皇アレクサンドル 6 世である。チェザレは, ロドリゴの愛人の子供であった。猶, 「伯父」に引き立てられたのは, 父ロドリゴのほうである。
- 63) テキストに度重なる修正が加えられて文意が不明瞭になっている。全体の文意は既に明白であるが, 個々の成分の解釈では, 無理を強いられる。
- 64) 本名 Giuliano della Rovere。教皇シクストゥス 4 世の甥。アレクサンドル 6 世のライバルであったが, 同 6 世の後を継いだピウス 3 世の急逝後に, 教皇の地位に就いた。教皇としては, 神聖同盟等, 外国勢力の援助をも得ながら, 教皇領の勢力地盤の強化に貢献した。
- 65) 教皇領が最終的に消滅するのは, イタリア統一が完成する 1871 年 5 月のこと。
- 66) 邦訳『マキアヴェッリ全集 1』1998 年, 23 頁以下。『君主論』第 7 章が該当する。
- 67) 文脈から読み取れるように, 茲での自然概念は, チェザレ・ボルジア個人に内在してその運命を規定する原理として理解されているであろう。テキストに登場する fremd という表現は, 個人に内在する自然に対して fremd であるという事態を表現しようとするものでであろう。自然概念の作用領域を限定する上で重要なテキストであると考えられる。
- 68) フリードリヒ大王即ちフリードリヒ 2 世を指す。「将来の」とされているのは, 『反マキアヴェッリ論』が皇太子時代に執筆され公刊されたものであるから。その直後に父フリードリヒ・ヴィルヘルム 1 世が崩御し, 彼はプロイセン王に即位した。
- 69) 『反マキアヴェッリ論』が未熟な著作であることを揶揄した表現。
- 70) 例えば即位後のオーストリア継承戦争に於いて示した領土拡大の野心によって。
- 71) 【全集版編集者註】「ヘーゲルが言及しているのは, Geschichte meiner Zeit と題された, プロイセン国王フリードリヒ 2 世の著作である。Hinterlassene Werke Friedrich II. Königs von Preussen. Bd 1. Frankenthal 1788 [sic!] を参照せよ。ヘーゲルの説明の出発点をなしているのは, フリードリヒ 2 世が若い時にヴォルテールの影響を受け『反マキアヴェッリ論』と題されたマキアヴェッリに対する論争書を公刊したという事実である。然し, 同書の中で, 絶対主義的統治に対する啓蒙主義的批判の精神で, 抑制の無い権力政治に対して加えられた批判に対して, フリードリヒ 2 世は, 遙かに後の時点での自伝的回顧 [Geschichte meiner Zeit] への上述の序言 (Vorerinnerung) の中で, 改めて訂正を行なったのである。そうすることで, フリードリヒ 2 世は, Geschichte meiner Zeit の冒頭で, 過去を顧み乍ら, 彼の即位後に第一次シュレージエン戦争によって自分が講和条約を破ってしまったことを, 正当化しようとしたのである。フリードリヒ 2 世は, その論述の文脈の中で, 国家の利害の枠の中での自分の行動の在り方を, 過去の歴史

から取ってきた幾つかの同様の事例と比較しているのである。そして、序言の中で、その事について、次の様に書いている。「国家の利害 (Das Beste des Staats) は、君主が従うべき規則である。〔君主が〕同盟を破棄し得る場合は、次の様な場合である。①同盟締結者がその義務を果たさない場合。②同盟締結者が我々を欺こうとしており、且つ、同盟締結者を出し抜くより他に、如何なる逃げ道も我々に残されていない場合。③〔我々よりも〕強力な勢力が、我々を圧迫して、我々が締結した同盟を破棄するように我々に強制する場合。④戦争をこれ以上長く継続することが我々には不可能となる場合。一旦そういう事態に至れば、不幸の貨幣 (das unglückliche Geld) があらゆる事に影響を及ぼすことは運命となる。即ち、君主は自分の手段の奴隷となり、国家の福利は君主が従うべき法律それも不変の法律となる。もし君主には、自分の臣下のために自分個人ですら犠牲にすることが義務として課せられているとすれば、君主は、自分の臣下のために、持続すれば臣下に害を及ぼしかねない取引を、犠牲にするのでなければならない。そのようにして契約が破棄された事例は遍く見られる。私は、そうした事例の全てが正当であると看做そうとは思わない。然し、私は以下の様に主張する。即ち、国を没落から救うために〔契約破棄〕以外の手段が君主には残されていない時には、君主が、国 (Land) の困窮或は国についての熟慮或は国の福利の故に、そうした契約の破棄を強いられる場合が存在する、と。(上掲書、10頁以下)」

